

吉野川講座

Road to 「よりよい吉野川づくり」

これまで「Our よしのがわ」を通じて、吉野川は私達にとって多くの恵みを与えてくれる一方、暴れ川となって流域住民に甚大な被害をもたらせた歴史等を学んできましたね。

今回からは、さらに深く吉野川について皆さんに知ってもらうために、「よりよい吉野川づくり」の道のりまでを冒険するよ。

ステージ1のテーマは『河川法と吉野川水系河川整備計画』！！

「河川整備計画」は、私たちの生活を守ったり、楽しく川を利用したりするための計画で、とっても大切で身近なものだよ。

吉野川の特性と地域の風土・文化に合った整備を進めるために、地域の人たちと話し合いながら長い時間をかけて作ってきたこの計画は、これから先も時代とともに見直しながら実現していくよ。

川の流れにあわせて、まずはステージ1を学ぶ旅にでかけよう！



「よりよい吉野川づくり」への道のり

それでは、ステージ1の旅に出発しよう！

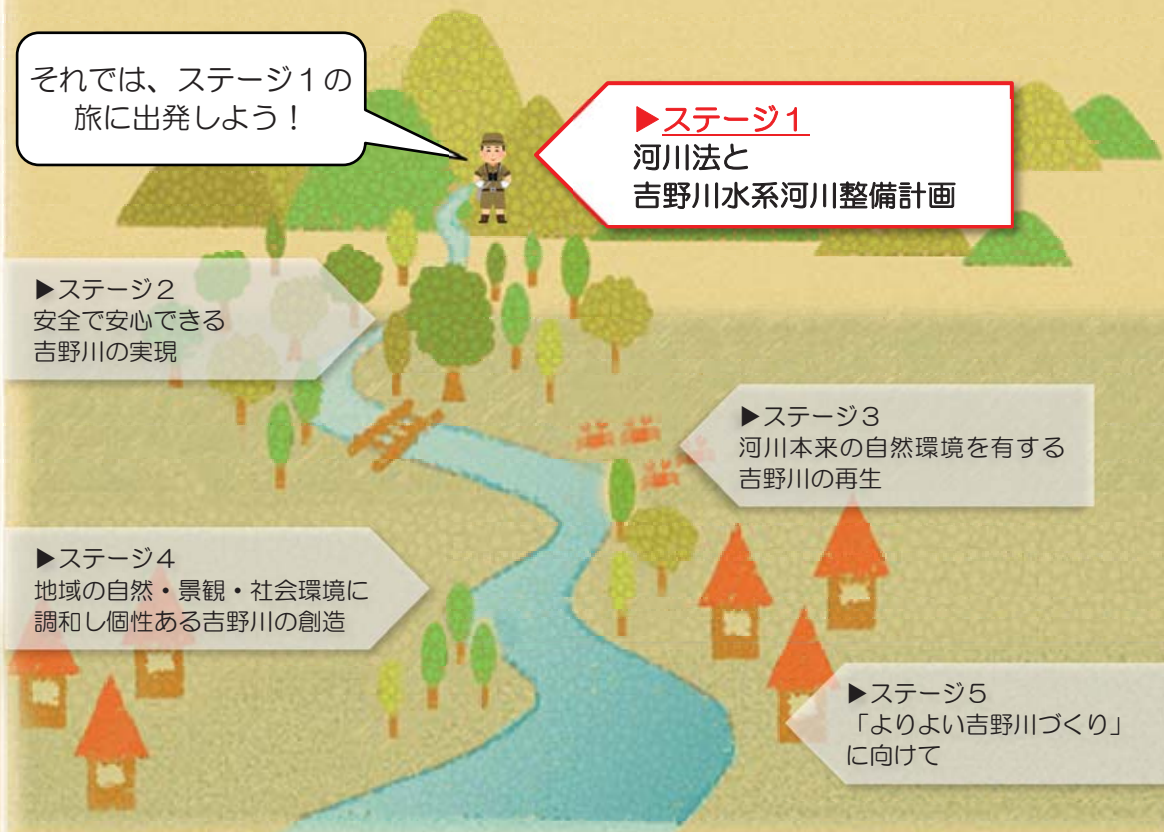
▶ ステージ1
河川法と
吉野川水系河川整備計画

▶ ステージ2
安全で安心できる
吉野川の実現

▶ ステージ3
河川本来の自然環境を有する
吉野川の再生

▶ ステージ4
地域の自然・景観・社会環境に
調和し個性ある吉野川の創造

▶ ステージ5
「よりよい吉野川づくり」
に向けて



▶ステージ1：河川法と吉野川水系河川整備計画



河川整備計画を学んでいくために知っておきたいのが「河川法」です。時代によって河川に対する考え方や役割が変化していく中で、河川に関する制度も変化しています。河川法の歴史は河川整備計画の重要な背景なので、しっかり確認していこう！

1. わが国最初の河川法（旧河川法）の誕生

わが国の河川行政は、明治維新以降、近代的行政としての歩みを始めました。

河川工事は、明治当初は舟運や、農作物を育てるためのかんがい用水の確保等の低水工事が主でしたが、明治半ばを過ぎると鉄道の普及につれて舟運は衰え、他方、河川沿岸の開発に伴い洪水による被害が増大し、堤防によって洪水の氾濫を防止する高水工事への転換が図られていきました。

明治22年の大日本帝国憲法の発布以降、行政の各分野にわたり、近代的中央集権国家としての法典整備が進められ、このような中で、明治29年に旧河川法（図1）が制定され、わが国で最初の近代的な公物管理制度として、河川管理についての体系的な法制度が整備されました。

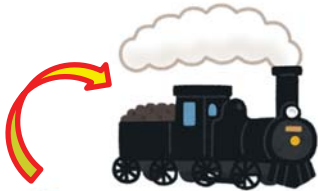
図 1

旧河川法

明治29年（1896）

治水

洪水などを防ぐこと



ポイント

- わが国で最初の近代的な公物管理制度
- 河川管理についての体系的な法制度の整備
- 治水（高水工事）に重点を置いた制度 等



～コラム「明治前期の河川改修について」～

明治前期の国の河川改修は、舟運路を整備することに主眼がありました。その工事は「低水工事」と呼ばれ、水位が最も低いときでも舟や筏が航行できるように整備するのが目的でした。

これに対して、治水を目的とする堤防工事を「高水工事」といい、これは地方の府県に任されていました。つまり、国は治水よりも舟運路の整備を急務としていたのです。

当時はまだ鉄道が普及していなかったため、わが国の長距離・大型輸送手段の主役が船舶であり、河川はそのための重要な交通網だったためです。

吉野川も例外ではなく、徳島平野を貫流する吉野川は、古くから東西の物資輸送の大動脈として重要な役割を果たしていました。



写真：岩津渡し跡の史跡

2. 新河川法の制定

明治 29 年に誕生した旧河川法は、制定以来約 70 年にわたって適用されてきました。

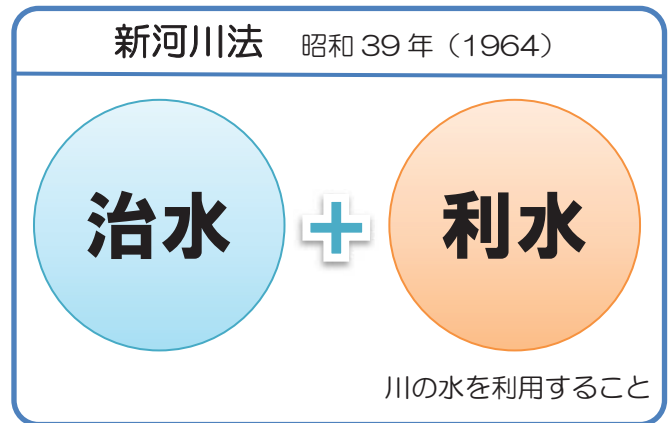
その間に戦後の社会経済発展に伴い、水力発電、工業用水等の河川水の利用が急速に増大し、利水関係の規定の整備が急務となったこと、新憲法の施行に伴い国と地方の関係が大幅に変わり、従来の官選知事を前提とした制度に矛盾が生じてきたこと等から、昭和 39 年に新河川法（図 2）制定されました。



ポイント

- ・ 区間管理から水系一貫の総合的・統一的な河川管理へ
- ・ 一級河川を建設大臣が管理
- ・ 河川管理者に「工事实施基本計画」策定を義務付け
- ・ 新規に利水を求める者と既存利水者の権利調整を行う規定の設置 等

図 2



3. 河川法の改正

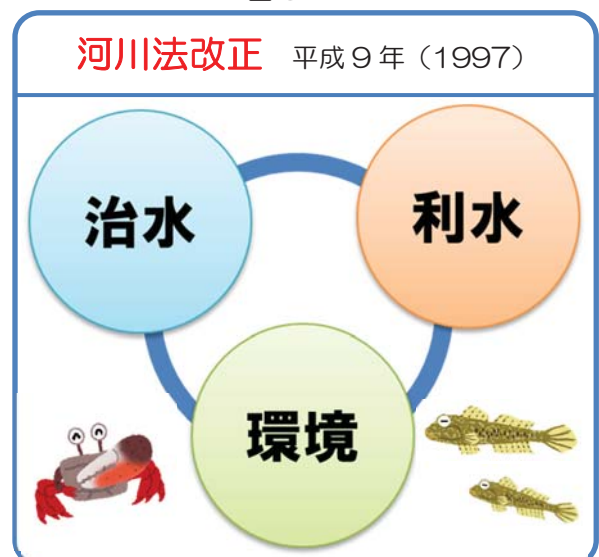
新河川法は、高度成長期以降のわが国の河川行政を支えてきましたが、近年、河川の役割は、人々にうるおいを与え、多様な生物の生息・生育環境を形成するものとして、大きく見直されています。また、河川が地域の風土と文化を形成する重要な要素であることが再認識され、国と地域との役割分担を明確にしつつ、地域の個性を生かした川づくりが求められています。

さらに、社会経済・生活様式の高度化に伴って、渇水による社会的影響が著しくなるなど、円滑な渇水調整の推進などが課題となっています。

このような変化を踏まえて平成 8 年 12 月、河川審議会において「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」が提言され、平成 9 年に河川法及び河川法施行令が改正されました。（図 3）

そうして、新しい河川整備の計画制度のもと、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」が策定されることになりました。

図 3



ポイント

- ・ 治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備
- ・ 工事实施基本計画制度で定めている内容を、河川整備基本方針、河川整備計画に区分
- ・ 具体的な川づくりが明らかになるように工事实施基本計画よりもさらに具体化
- ・ 河川環境の整備と保全
- ・ 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入 等



4. 河川整備基本方針と河川整備計画

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標として、以下のような項目を記載しています。

1. 当該水系にかかる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
2. 河川の整備の基本となるべき事項

河川整備計画

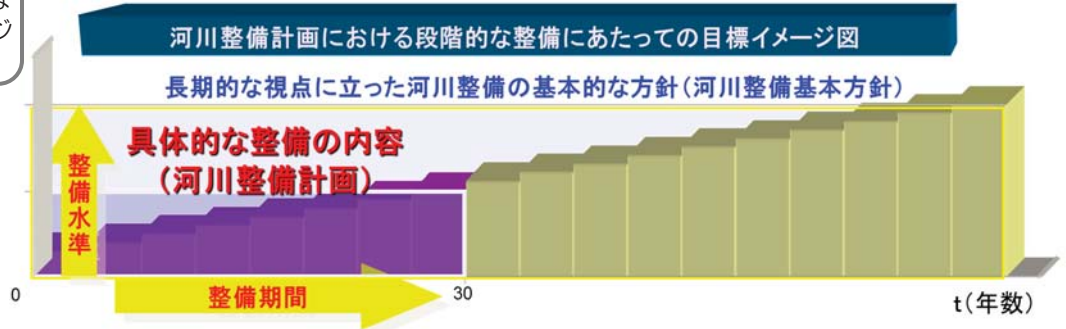
河川整備基本方針に沿って定める**中期的(20年～30年程度)な具体的な整備の内容**として、以下のような項目を記載しています。

1. 河川整備の目標に関する事項
2. 河川の整備の実施に関する事項

河川整備基本方針と河川整備計画の関係は図4のようなイメージになるよ。



図 4



5. 吉野川水系の河川整備基本方針と河川整備計画ができるまで

◆吉野川水系河川整備基本方針の策定

「社会資本整備審議会河川分科会」及び
「河川整備基本方針検討小委員会」の実施（各2回）
平成17年4月～平成17年10月

吉野川水系
河川整備基本方針の策定
平成17年11月

◆吉野川水系河川整備計画の策定

吉野川水系河川整備計画
【素案】～【原案】
平成18年6月～
平成20年12月

吉野川水系河川整備
計画（案）
平成21年6月

吉野川水系河川整備
計画の決定・公表
平成21年8月

聴意
取見

意見

学識経験者
流域住民
関係市町村長



地方公共団体の長

約3年かけて、いろいろな意見を参考に、吉野川の未来のために作られた計画なのね。

吉野川の河川整備の基本理念

- 安全で安心できる吉野川の実現
- 河川本来の自然環境を有する吉野川の再生
- 地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造

吉野川水系河川整備計画
—吉野川の河川整備(国管理区間)—



平成21年8月
国土交通省西尾地方整備局

6. 吉野川水系河川整備計画の点検と変更

整備計画策定後は、流域の社会情勢の変化、事業の進捗状況、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるように計画の点検を行い、その点検結果について学識経験を有する方々からご意見を伺い、必要に応じて変更することとなっています。

【整備計画策定後に発生した主な災害】

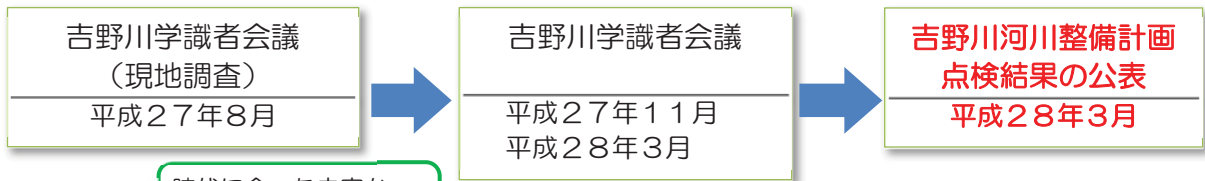
平成23年3月 東日本大震災
 平成26年8月 台風12号、台風11号洪水
 平成27年9月 関東・東北豪雨



大型の台風や豪雨が増えて心配だよ。
 地震や津波も怖いなあ。



◆吉野川水系河川整備計画の点検

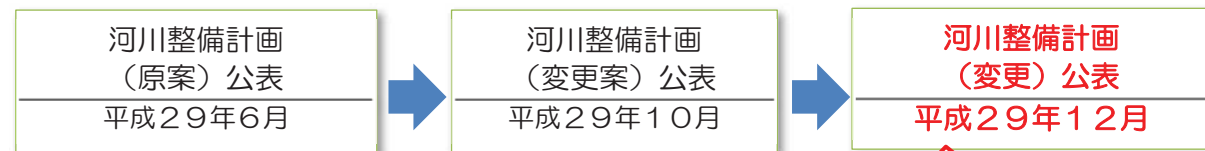


時代に合った内容か、見直しをしているよ！

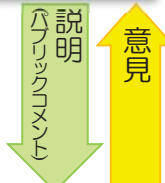
「新たな視点を踏まえて河川整備計画を変更する必要がある」という点検結果に対して、吉野川学識者会議では、「河川整備計画を変更することは妥当」とのご意見を頂きました。



◆吉野川水系河川整備計画の変更



吉野川学識者会議



流域住民



県知事、関係機関

【変更のポイント】

1. 堤防浸食への対応
2. 大規模地震・津波等への対応
3. 気候変動への対応



今回は、現在の吉野川水系河川整備計画ができるまでの流れを見てきたよ。たくさんの課題を解決するために、いろいろな人の意見を取り入れながら作られた未来の吉野川のための大切な計画だってことが分かったかな。

次回のステージ2では、河川整備の基本理念「安全で安心できる吉野川の実現」を旅して、河川整備計画の中身について探っていくよ！